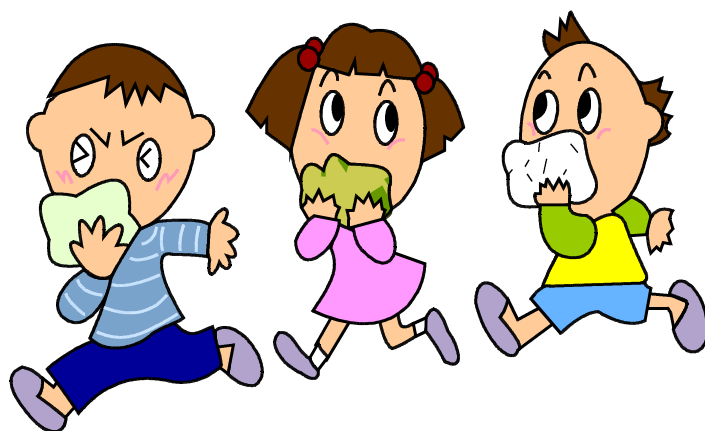


平成30年度

防災計画



北杜市立白州小学校

〒408-0315

山梨県北杜市白州町白須225番地

TEL 0551-35-2733

FAX 0551-35-2522

E-mail : main@hakushu.city-hokuto.ed.jp

■ 防災計画 目 次 ■

■ 保安計画の部	
I 防災計画	2
1 消防査察計画	2
2 警備計画	3
3 訓練計画	4
4 その他の災害計画の場合の措置	5
II 学校保安対策	5
III 校舎管理責任者	6
IV 救急体制	6・7
■ 大規模地震対策応急計画の部	
I 目的	8
II 日常生活における対応	8
1 組織体制の整備	8
2 警戒宣言及び地震に対する実践的教育	10
3 防災訓練	11
4 施設、設備の整備	12
III 地震発生に対する緊急対策	13
1 警戒宣言発令時の対策	13
IV 災害発生後の措置	14
1 児童の安全管理	14
2 救護活動と応援活動	14
3 応急教育体制の整備	14
■ 防災関係資料	
◇引き渡し（引き取り）のマニュアル	15・16
◇消防設備配置図	17
◇避難経路図	18

防災・防犯連絡関係機関

消防署（葦崎消防署白州分署）	0551-35-2155
警察署（台ヶ原警察官駐在所）	0551-35-2721
（鳳来警察官駐在所）	0551-35-2619
中北教育事務所	0551-23-3086
北杜市教育委員会	0551-42-1371
北杜市白州総合支所	0551-42-1117

◆保安計画

I 防災計画

1 消防査察計画

(1) 目的

- ・火災の防止及び火災による被害の軽減を図るために行う。不幸にして、火災発生の場合、被害や危険拡大の防止。避難の際に生ずる危険の排除を行う。

－消防法第1条，第8条に基づく－

(2) 重点

- (1) 環境の清潔整頓の維持
- (2) 火の取扱い，火気使用上の遵守事項の励行
- (3) 火の始末
- (4) 電気配線の点検
- (5) 可燃物の処理・建築物の構造
- (6) 消防用設備等の維持

(3) 要項

A. 火気使用制限

- ①学校内で火を使用する場合は，防火責任者（校長）の許可を得ること。
- ②敷地内禁煙になっているので，煙草は吸わないことになっている。

B. 防火の責任分担と火気取締り要項

- ①火気使用の際は，職員室備え付けの標札を「火気使用」に，使用後は，火気の残存しないことを確認した後「火気点検済」に戻す。
- ②液化ガスストーブの使用中は電気系統，ガス漏れの点検を行う。
- ③火気責任者
 - ・普通教室＝学級担任
 - ・校長室，職員室＝教頭
 - ・印刷室＝事務職員
 - ・会議室＝教務主任
 - ・保健室，トイレ＝養護教諭
 - ・図書室＝図書館主任，司書
 - ・教材庫＝あおば担任
 - ・活動室＝4・5・6年担任
 - ・児童会室＝児童会主任
 - ・音楽室，同準備室＝音楽主任
 - ・調理室，ランチルーム＝教頭，給食主任
 - ・更衣室＝教務主任
 - ・資料室＝事務職員，教頭
 - ・図工室，同準備室＝図工主任
 - ・生活科室＝2年担任
 - ・理科室，同準備室＝理科主任
 - ・放送室＝放送委員会担当，視聴覚主任
 - ・家庭科室，同準備室＝家庭科主任
 - ・コンピュータ室＝情報教育主任
 - ・体育館，付属建物＝体育主任，体育部
- ④設備別点検責任者
 - ・建築物，避難設備＝教頭
 - ・水道，電気＝教頭
 - ・消火器＝教頭
 - ・燃料＝教頭
 - ・警報器＝教頭

C. 点検及び査察要項

- ①授業終了後火気責任者及び週番職員は巡視し、異常ある時は、防火責任者に報告する。
- ②毎月、点検日を定めて総点検を行う。

2 警備計画

(1) 目的

- ・火災等非常災害発生の際、自衛の措置行動を取り、被害を最小限にとどめること。

(2) 重点

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1)火災の早期発見と通報の迅速化 | (2)応急消火処置の実施 |
| (3)身体の安全確保 | (4)延焼の防止 |

(3) 要項

A. 警備設備

- ①耐火書庫の設置と非常持出書類の収納…………耐火温度1000度，耐熱時間1時間の能力ある書庫に重要書類を収納する。
- ②火災報知器…………各教室，廊下，体育館，ランチルームに報知設備を行い，有事の際は職員室並びに，各所の非常用ベルが鳴動する。
- ③消火器…………各階3カ所，職員室1カ所，図工室前電気炉1カ所，理科室1カ所，家庭科室1カ所，体育館5カ所，ポンプ室1カ所，変電室1カ所，調理室5カ所（外部1カ所），ランチルーム2カ所，ボイラー室2カ所，LPガス貯蔵庫1カ所，オイルタンク1カ所の31カ所に配置され，初期消火に備える。
- ④消火栓…………各階3カ所，体育館2カ所，調理室1カ所の12カ所に設備。
- ⑤防火扉…………各階の中央及び東階段に防火扉（防火シャッター）が設置され，焼煙により自動的に作動する。
- ⑥防犯灯…………裏入口，東昇降口前に防犯灯を設置し，夜間の犯罪防止に備える。
- ⑦非常用階段…………2階理科室前，3階家庭科室前に設置し，有事の際の人命救助に備える。
- ⑧週番職員の巡視

B. 出火時，及び火災時の処置要項

- ①児童が在校中に出火した場合は，発見者は速やかに防火管理者に報告すると共に放送又は臨機の方法を持って全校に報告する。
- ②状況により退避命令が出された場合は，各担任の指導により適切な退避をする。
- ③全員退避完了後，可能な限り消火活動等各係の任務につく。
- ④夜間又は休業日の非常の場合は，セコム山梨（株）の警備システムにより，自動的に本社へ通報され，更に消防署・警察・職員に通報され速やかに処置される。

C. 地震の場合の処置要項

- ①地震発生の場合は、各担任職員の判断により、その強弱にかかわらず直ちに児童を机の下に退避させる。
- ②避難を必要と認めた場合は、防火管理者の指揮により避難する。

D. 避難要項

- ①避難場所は火災の状況、風向きにより異なるが、通常は砂場前とする。
- ②避難経路は別に定める。
- ③避難要項（合図→避難→安全確認）
 - ア. 指示により順次廊下に出る。
 - イ. 特別の指示のない限り、持ち物や学用品は持たない。
 - ウ. 退避は、走ることなく、押し合いをせず、静かに速やかに行動する。
 - エ. 危険物の落下から身を守り、火焰を避けるために座布団等で頭を覆う。
 - オ. 窓を閉める→避難口をあける→電源を切る→火を止める。
 - カ. 避難の経路に注意する。避難場所を指示し、列の前後に誘導係の児童をつけ、児童全員の避難を確かめてから教師は退出する。
 - キ. 避難後は、人員、異常の有無を確認し、本部へ通報する。

E. 自衛防災組織

- ・防災隊長…校長
- ・副隊長…教頭
- ・本部（情報、指揮、渉外、連絡）…校長・教頭・鈴木
- ・誘導係…児童の退避誘導・管理
 - 低学年…小林章・清水
 - 中学年…埴原・山内・細田
 - 高学年…仁科・上原
 - 特 支…小林・田沢
- ・消火係（初期の消火活動）…鈴木・小林章・上原・仁科
- ・搬出係（重要書類、物品の搬出）…飯島・渡辺
- ・警備係（児童の避難確認、各階の警戒、搬出物の警備）
…1F 清水 2F 山内 3F 上原
- ・救護係（児童、職員の救護活動、応急処置）…小松・小林・平島

3 訓練計画（本部、救護の位置は所定の旗をもって示す）

（1）目的

- ・生命の安全を確保するために、統制ある集団行動と迅速な個人活動を要求し、予想される事態に対処できるため訓練に習熟し非常事態に対処できること。

（2）重点

- (1) 生命の安全確保
- (2) 損害を最小限にとどめる
- (3) 要領

A. 避難訓練

- ①火災及び地震を想定し、各種の場合を考慮して毎学期1回訓練する。
- ②非常階段による避難、救出訓練を最寄りの児童を対象に実施する。

B. 消火訓練

- ①初期消火（消火器）の訓練を年1回実施する。（職員・児童）
- ②消火設備を使つての消火方法について訓練を行う。（消火班）

4 その他の災害の場合の措置

- 台風の危険が予想される場合は、登校停止又は早退の措置をとる。
- 在校中の発病及び外傷を受けた場合は、その程度に応じて医師の手当てを受けるか休養の後帰宅させる。

II 学校保安対策

1 外部よりの連絡、受け入れ体制（勤務を要しない日、休日、勤務時間外の場合）

A. 電話

- ・最初に電話に接した職員は、必要に応じて校長（教頭）該当職員に連絡する。
- ・職員は、居所・連絡先を明確にしておく。

B. 郵便物

- ・郵便物受け入れ箱を職員室前に設置する。
- ・適切な保管と整理

2 外部よりの来訪者及び対外関係

- ・校舎の厳重な戸締りの励行
- ・インターホンによる外部との連絡（正面玄関及び裏入口）
- ・学校の使用は、所定の手続きを経て事前に許可した者に限る。

3 保安対策

A. 盗難等災害防止

- ・各教室及び各棟の戸締りは、それぞれの管理者・週番等協力して保安の励行を図る。
- ・週番は、勤務時間終了前後に点検行動をし、安全の確認をする。
- ・金銭その他の貴重品は、学校内に置かない。
- ・重要書類は、定位置に保管する。
- ・事故が発生した場合は、事故の内容により消防署、警察署、校長（教頭）、教委へ連絡する。

4 放射線対策

- ・放射線対策等については、情報に振りまわされたり、児童を不安にさせることが予想されるので、国や県・市から公に出される指示に基づいて、本校においての対処方法等明確にしながら、取り組む。

Ⅲ 校舎管理責任者

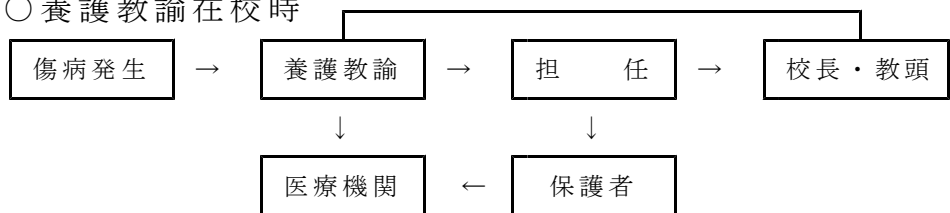
1 F 場 所		責任者	2 F 場 所		責任者	3 F 場 所		責任者
一階廊下 (小林章・清水)	教室	各担任	二階廊下 (山内・埴原)	教室	各担任	三階廊下 (仁科・上原)	教室	各担任
	図工室及び準備室	小林 榮		図書室	山内 渡辺		音楽室及び準備室	清水
	更衣室	鈴木 小林 榮		理科室及び準備室	鈴木		家庭科及び準備室	上原
	印刷・資料室	飯島		放送室	清水		コンピュータ室	仁科
	職員室	教頭		便所	小松		コンビニエンスルーム	上原
	校長室	校長		教材室	田沢		コミュニケーションルーム	仁科
	会議室	鈴木		非常口	教頭		便所	小松
	便所	小松	チャレンジルーム	仁科	屋上	教頭		
	保健室	小松	校舎外	プール及び機械室	小林章 体育部	校舎外	校庭便所	小松
	正面玄関	鈴木		うさぎ小屋 観察池	鈴木		外倉庫	教頭
	東昇降口	()		液化ガスタンク	教頭		校庭遊具	体育部
	生活科室	清水		変電室	教頭	給食	ランチルーム及び調理室	小林 榮 教頭 平島
	体育館及び校具・更衣室	小林章 体育部		体育倉庫	体育部			

Ⅳ 救急体制

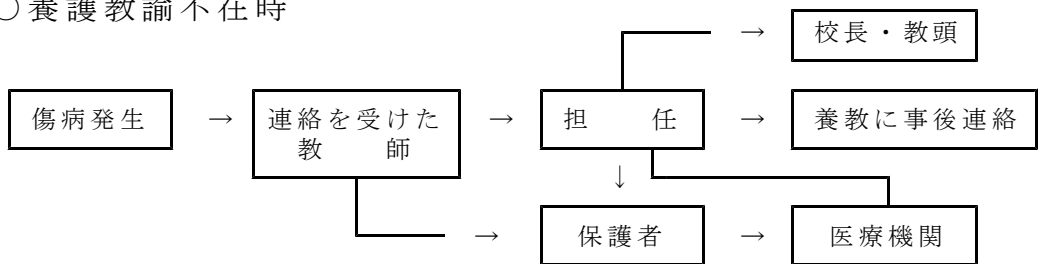
◇救急事故が学校で起きた場合、児童の傷病を悪化させず医療機関に送るために、速やかな行動がとれるようにする。

(1) 医療機関へ送るような傷病が起きた場合

○養護教諭在校時



○養護教諭不在時



- ①救急車の手配は，事故の状況を確認した上で，校長（教頭）の許可を得て要請する。（不在及び緊急時の場合は，事後報告）
- ②搬送は，タクシーを原則とする。
 - ・傷病の程度が重く，急を要する場合と医師の指示を受けた場合は救急車とする。
 - ・家庭より車が準備された場合は，それを利用する。
- ③保護者に事故の発生状況，傷病の程度，今後の治療など詳しく納得のいく説明をする。
- ④学校管理下で発生した事故については，日本スポーツ振興センター災害給付の手続きをとる。
- ⑤担任，養護教諭，関係者は，事故発生の経過および処置等詳細に記録しておく。

（２）家庭や地域社会への啓発

- 各種のたより
- P T A保健体育部の活動
- 学校保健委員会の活動
- その他

◆大規模地震応急計画

I 目的

予想される大規模地震に備えて、大規模地震対策措置法に基づき、北杜市の応急対策と関連させつつ、児童の生命、安全を確保すると共に、地震による災害を最小限に防止すること等、地震発生に関わる児童、職員の応急活動が体得できることをめざす。

II 日常活動における対応

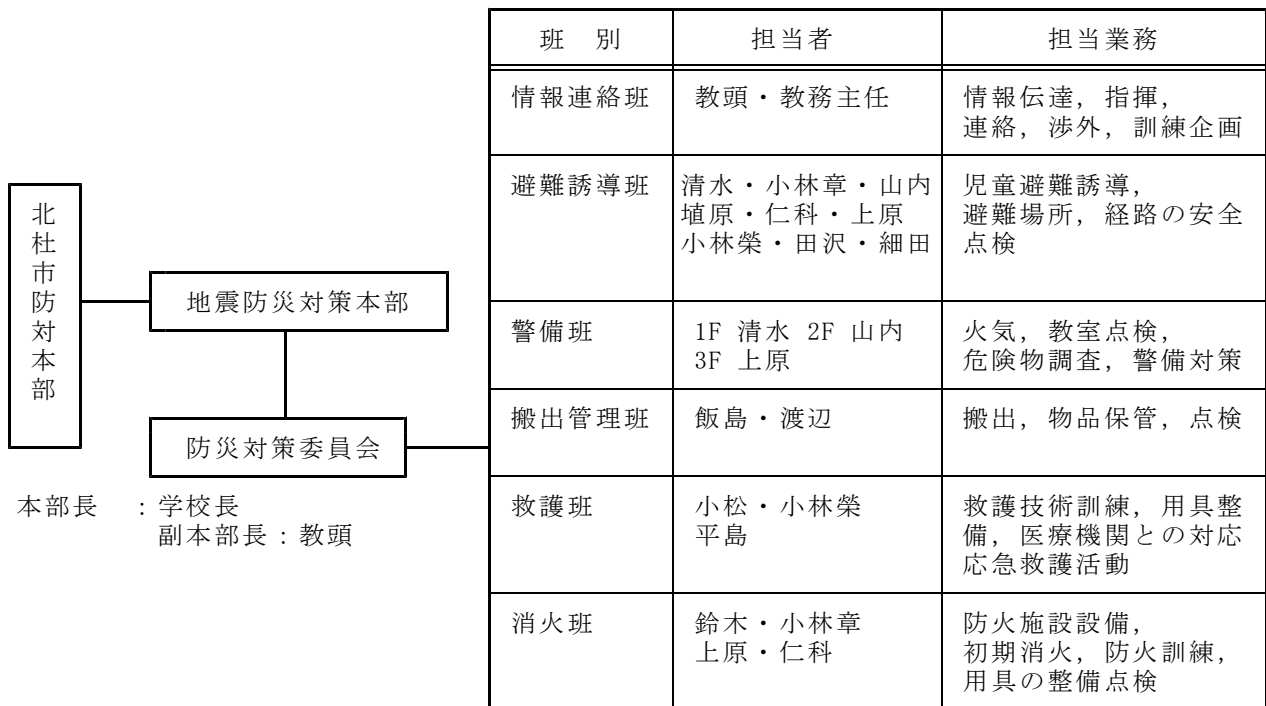
1 組織体制の整備

(1) 防災組織の確立

①防災対策委員会の設定 委員は次のとおり

校長，教頭，教務主任，各学年主任

②自衛防災組織



③校舎管理 このことについては、『保安計画Ⅲ』による。

(2) 教職員の任務

①地震に対する知識を深め，実践的教育研修を行う。

②地震防災教育の計画的指導と児童の応急対策行動の徹底。

各教科，道徳，学級活動，児童会等を通しての地震発生時における行動，計画的訓練の実施。

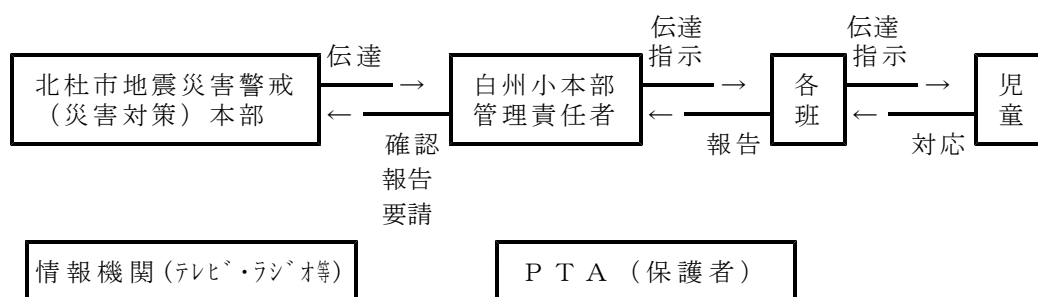
(学期1回の訓練，連絡網・防護体制の確認)

(3) 情報組織体制

①情報伝達系統の明確化

ア. 情報の受理，収集→確認→伝達→指示→対応→報告

イ. 地震情報伝達系統図



ウ. 勤務時間外応急連絡網

職員連絡網及びメールシステムを活用

(4) 動員計画

①学校に必要な教職員（防災教育リーダー及び応援要員）をおく。

防災教育リーダー（教頭）

②勤務時間中に警戒宣言が発令された場合は、直ちに地震防災対策本部を設置すると共に、すでに決定されている職務に基づき活動に入る。

③勤務時間外に警戒宣言が発令された場合は、Ⅱ 1（1）の①，（3）の①ア，ウに基づき、命令により行動する。

ア. 防災応急対策要員は、自宅待機し、本部長からの非常招集に即応できる体制を整えておく。（教頭，教務主任）

2 警戒宣言及び地震に対する実践的教育

(1) 教職員の研修

①地震に対する基礎的知識及び関係法令等に関する知識

（県並びに北杜市の防災計画等を理解する。）

②地震，防災対策に必要な日常実践事項

ア. 予想される被害状況の知識

イ. 地震発生の場合とるべき行動

ウ. 防災措置

エ. 校地及び校地周辺状況の把握

③北杜市（白州町）が計画する防災対策の把握

④防災目的，内容，方法等，学校生活を通じて体得できるあらゆる機会をとらえて徹底を図る。

(2) 児童に対する指導

①地震上の基本的な指導方針の確立（生命を守る，避難する，助け合う）

②防災のための指導の進め方

ア. 学校で行う教育活動全般を通じて計画的に行う。

(ア) ポスター，パンフレット，訓練，話し合い，講話

○避難訓練（火災，地震想定）は，学期1回以上行う。

○消火器，消火栓を利用して消火訓練を学期1回行う。

○防災，保安のための点検を毎月行う。

イ．校地の立地条件からして，運動場への避難と更に必要な場合は田んぼへの避難。

ウ．避難時の経路，順序，非常階段の活用，教室から避難方法等，予告，無予告で全校あるいは学級，学年での訓練を行う。

エ．担任教師不在の場合は，代行職員を当て安全を期す。

(3) 警戒宣言発令時，地震発生時における避難の仕方

1 学 校 に い る と き	1. 普通教室にいるとき	<ul style="list-style-type: none">・教師の指示に従う。・机の下にもぐる。机の脚をしっかり持つ。・座布団で頭を覆う。・安全な場所に集まり，座る。・窓ぎわから離れる。・出入口の戸を開ける。・けが人がいないか調べる。
	2. 特別教室にいるとき	<ul style="list-style-type: none">・特別教室で実験，実習等で火気使用時は，火を消す。・機器使用の時は，電源を切る。・ガス使用時は，栓を閉める。・教師の指示により，中央に集まって座る。・頭を覆う。他は「普通教室にいるとき」に準ずる。
	3. 校庭にいるとき	<ul style="list-style-type: none">・校舎，石垣，堀，塀，遊具から早く離れる。・校庭の真ん中に集まって座る。・他は，「普通教室にいるとき」に準ずる。
	4. 体育館にいるとき	<ul style="list-style-type: none">・真ん中に集まって，座る。・身近にあるもので，頭を覆う。・教師の指示で避難する。
	5. 休み時間，放課後	<ul style="list-style-type: none">・教室，校庭，体育館にいるときは，上記要領に従う。・校舎付近にいるときは，急いでそこから離れる。
2 登 下 校 の と き	1. 登下校のとき	<ul style="list-style-type: none">・ブロック塀，石垣など倒れやすいものから急いで離れる。・屋根瓦など落ちてくるので，カバンなどで頭を覆う。・橋や歩道橋の上にいるときは，急いで近い方へ渡る。・切れた電線などには，決して触れない。・スクールバス利用の場合は，その場の指揮者の指示に従う。・引率教師の指示に従う。

(4) 保護者に対する防災の啓発

①児童の安全保護のための行動手順を明確に知らせる。

・平常時，近隣との協力行動の実行（特に児童の留守家族）

②登下校時，児童集団の確認

③緊急事態発生後速やかに自宅に戻り，児童保護に備える。

3 防災訓練

・児童の防災訓練は、教育活動の一環として行い、具体的内容は年間教育計画で定めて行う。

(1) 訓練要項

- ①この訓練は、教育計画に位置づけて実践する。
- ②地域防災組織と関連させて行う。
- ③訓練実施後、問題点の把握と改善策を講ずる。
- ④実施回数は毎学期1回以上とする。

(2) 訓練項目

- ①情報受理収集
- ②学校の自主防災組織の編成と活動
- ③避難、誘導
- ④火気の安全管理等災害発生防止措置
- ⑤初期消火活動
- ⑥負傷者の救出，応援救護
- ⑦集団登下校及び児童保護委員への引き渡し方（別紙，児童保護要員の設定）

4 施設，設備の整備

(1) 施設，設備の点検，整備

①防災施設，設備の管理，点検，整備

・校舎内外の危険な箇所，防災の施設，設備の管理，点検を定期的に行い，常に完全な状態にしておく。

②防災避難設置配置及び避難経路図（保安計画「避難経路図」参照）

③別に定めた校内点検項目に加えて，特に地震防災に備えて点検整備を行う。

④応急用具の整備

- ア．児童の確認表（児童の氏名，住所，血液型，保護者名，電話番号記入名簿）
- イ．薬品バックの常時用意（消毒剤，鎮痛剤，三角巾，副木，包帯ガーゼ等）
- ウ．救出・脱出用具の整備（げんのう，かけや，バール，鋸，ジャッキ，ロープ）
- エ．児童の所在を明示する標識（校名，学年，学級，地区別）の設置
- オ．照明器具の常置（懐中電灯，ろうそく，マッチ）
- カ．誘導用具の常置（ロープ，背負い紐）
- キ．防災頭巾の用意（腰布団兼用。耳に当たる部分に小穴があるのが望ましい。）
- ク．上履きはズック靴使用

○点検整備項目

1. 廊下	・陳列棚，ロッカーなどきちんと整理整頓してあるか。
2. 渡り廊下	・通行または，運搬以外の用に供していないか。
3. 非常口	・常に容易に開放できるか。
4. 階段付近	・物は置いていないか。
5. 玄関入口	・危険箇所，落下物はないか。

6. 落下物の危険	・窓枠，さん，ガラス，校舎の壁等落下の危険はないか。
7. 非常階段，廊下	・強度，損傷，腐食，亀裂等安全か。
8. 書架	・倒れないように措置が講じてあるか。
9. 下駄箱，ピアノ等	・倒れないように措置が講じてあるか。
10. 建物周辺	・多量の可燃物が集積してないか。
11. ガスストーブ	・耐震自動消火装置は完全か。ガス漏れがしてないか。
12. LPガス	・ボンベの転倒落下防止金具はつけてあるか。
13. 電気設備	・分電盤，ヒューズ，コード等は安全か。
14. 消防施設	・変形，破損等なく完全使用できるか。 ・蒸発皿，水バケツ，防護金具の用意はあるか。 ・貯水槽の水は確保，さされていけるか。 ・水道の元栓操作は容易にできるか。
15. 情報伝達用機器	・メガホンの電池は切れていないか。 ・トランシーバーの電池は切れていないか。 ・携帯ラジオの電池は切れていないか。
16. 振鈴・笛・メガホン	・常時使用できるか。

Ⅲ 地震発生に対する緊急対策

1 警戒宣言発令時の対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

①学校の対応

- ア. 直ちに地震防災対策本部を設置して的確な判断により指示を行い，対処すべき行動の徹底をさせる。
- イ. 警戒宣言発令と同時に授業，その他学校行事は打ち切る。
- ウ. 授業終了から翌日の授業開始までの間に警戒宣言が発令されたときは，学校の授業または諸行事をすべて中止し，宣言発令から解除までの間は休校とする。
- エ. 既に指定されている避難場所へ全員誘導し，保護者又は引き渡しカード記入されている代理人に引き渡す。
- オ. 市防災本部に避難状況，応急対策の実施状況を報告し，密接な連絡による対応措置を講ずる。

②職員の対応

- ア. 非常時の行動基準を確認し，的確な指示による行動をするとともに児童の安全確保を図る。
- イ. 人員の掌握，異常の有無の確認を必ず行う。
- ウ. 本部の指示を守り，所定の場所に誘導避難させる。
- エ. スクールバス運行中に緊急事態発生の場合は，添乗員・運転手は学校に連絡し，指示を受ける。

③登下校中の児童の避難

- ア. 危険箇所から離れること（家屋，ブロック，石塀，橋，歩道橋，車等）

イ. 登下校中の場合は、地区担当教師等の指示を受け、直ちに帰宅する。

(2) 防災活動

- ①児童の安全を確保した後、組織的に防災活動を展開する。
- ②発火、爆発物等の根源を断ち、危険物等の流出防止の応急対策を行う。
 - ・薬品等の転倒落下防止
 - ・火気使用器具の使用禁止
 - ・燃料停止の確認
 - ・消防設備の点検・作動確認

(3) 非常用持出品

- ①常備器具（携帯ラジオ、懐中電灯、メガホン、笛、標識旗）
- ②救急用具（医薬品、担架、毛布等）
- ③非常時搬出書類等（あらかじめ書類の指定をしておく）

(4) 緊急即発地震の場合は、要覧規定により避難する。

（速く、冷静に、押さない、越さない、騒がない行動）

IV 災害発生後の措置

1 児童の安全管理

(1) 児童の安全確認

・学校で児童を保護した場合、他の避難者と区別し、安全確保に努める。

(2) 保護者との連絡

- ・電話連絡網により、全保護者に引き取りの連絡を入れる。（連絡可能時）
- ・防災無線により、保護者に引き取りの連絡を放送してもらう。（放送可能時）

(3) 保護者への引き渡し（Ⅲ 1 (1) ①エに準ずる。）

2 救護活動と応援活動

(1) 児童の安全を確保した後に、組織的に初期消火活動を展開する。

(2) 保健主事・養護教諭を中心に教職員で救護班を編成して、救護活動を行う。

- ①避難場所に救護所を設置して、救護活動にあたる。
- ②市の設置する救護所の場所、連絡方法等事前に確認し、速やかに対応する。

(3) 応援活動

- ①教職員は、県及び市災害本部からの指示または要請があった場合は、本部長の判断に基づき可能な範囲で応援活動を行う。
- ②教職員は、学校等に避難してきた住民の整理、救護活動を可能な範囲で行う。
- ③その他の救護活動
近隣被災地の応急復旧作業に可能な範囲で協力する。

3 応急教育体制の整備

(1) 校舎内の災害復旧

- ①本部長の指揮により教職員は協力して施設、設備等の復旧作業にあたる
- ②登校可能な4年生以上の児童により、災害復旧班を編成して復旧活動を行う。

(2) 応急教育体制の整備

- ①速やかに応急教育計画を提出する。
- ②災害復旧状況を把握し、授業の再開の日時を児童、保護者に連絡する。
- ③授業再開に当たっては、児童の安全と健康管理に留意する。

◆地震10の心得

1. まずわが身の安全を図れ
2. 正しい情報をつかみ、余震をおそれるな
3. すばやく火の始末
4. 火が出たらまず消火
5. あわてて戸外にとび出さな
6. 狭い路地・きわ・崖や川べりに注意
7. 山くずれ・がけくずれ・浸水に注意
8. 避難は徒歩で 持ち物は最小限に
9. 協力し合って応援救護
10. 秩序を守り衛生に注意

①学校より「学校連絡メール」で連絡。

◆メールの内容

「白州小学校より、保護者のみなさんにお知らせします。非常災害を想定して、予定通り引き渡し訓練を行います。対応をお願いします。」

登録いただいたアドレスにメールを送信します。うまく機能しないことも予想されます。メールが届かない場合には、届いたという前提で、時間を見ながら小学校に向かってください。メールアドレスが未登録の方は、連絡があったという前提で、対応してください。

②引き取りのため学校に向かう。(各保護者・代理者) 学校着15:20を目安に

◆原則として、保護者の方に引き取っていただくようにお願いします。勤めややむをえない場合は、「児童引き渡しカード」によって事前に学校に登録されている代理人の方に引き取りを依頼してください。

③引き取る児童の担任に「子どもの名前」と「間柄」を伝えて、引き取る。

- ◆引き取り場所は「体育館」です。校庭から直接体育館に行ってください。
- ◆2人以上を引き取る場合には、一番下の学年のお子さんから引き取ってください。
- ◆「〇年 □□□□の母です。」のように、はっきりと伝えてください。
- ◆「引き取り人」として学校に登録されていない方には、児童をお渡しできません。

④引き取った後は、静かにすみやかに帰宅する。

- ◆校庭及び学校周辺の混雑が予想されます。必ず、お子さんと手をつないで、周辺に注意して、交通事故に遭わないように、落ち着いて行動してください。
- ◆通学路を通ってお帰りください。ブロック塀、コンクリート塀、橋、川のふちなど、危険と思われる箇所がある場合は、お子さんに伝え、安全な経路を選んでお帰りください。
- ◆白州中学校にお子さんがある方は、小学生のお子さんを引き取った後、中学校に向かってください。

車で引き取りにくる場合は、裏面の学校周辺図を参考に、一方通行をお願いします。徒歩の人を優先してください。校庭内は徐行し、学校職員の指示に従ってください。

避難経路図

